



発行 東京都

目次

89

告示

○平成二十八年東京都人事行政の運営等の状況の公表………（総務局人事課）…

告示

●東京都告示第千八百十号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年東京都条例第八号）第六条の規定により、平成二十八年東京都人事行政の運営等の状況を公表する。

平成二十八年十一月一日

東京都知事 小池百合子

1 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用者数及び退職者数の状況（平成27年度）

区分	採用者数	退職者数				計
		定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	
知事部局	1,438人	585人	109人	644人	38人	1,376人
行政委員会等	34人	14人	8人	1人	0人	23人
交通局	207人	119人	13人	31人	5人	168人
水道局	155人	150人	8人	18人	9人	185人
下水道局	156人	154人	5人	9人	1人	169人
教育庁（学校）	3,141人	1,625人	408人	766人	52人	2,851人
警視庁	2,008人	1,172人	129人	464人	53人	1,818人
東京消防庁	918人	518人	124人	124人	13人	779人
合計	8,057人	4,337人	804人	2,057人	171人	7,389人

（注）1 知事部局には、労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む（以下同じ。）。

2 行政委員会等とは、議会局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び強区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ。）。

3 採用者数は、競争試験及び選考による採用者の計である。

なお、26年度中に実施した、27年度に向けた前倒し採用者を含む。

4 退職者数のその他の区分は、任期満了に伴う退職者、死亡退職者及び分限又は懲戒処分による免職者の計である。

2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（平成27年度）

（1）人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考

「II 人事委員会の業務の状況」第1に記載されておりとおりです。

（2）教育公務員特別法（昭和24年法律第1号）の規定により教育長が実施する昇任選考
ア 東京都公立学校主任教諭選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	1,724人	909人	1.9倍
中学校	689人	603人	1.1倍
高等学校	397人	236人	1.7倍
特別支援学校	186人	169人	1.1倍
合計	2,996人	1,917人	1.6倍

イ 東京都公立学校4級職（主幹教諭・指導教諭）選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	105 人	84 人	1.3 倍
中学校	49 人	35 人	1.4 倍
高等学校	38 人	29 人	1.3 倍
特別支援学校	29 人	14 人	2.1 倍
小計	221 人	162 人	1.4 倍
小学校	331 人	331 人	1.0 倍
中学校	162 人	162 人	1.0 倍
高等学校	62 人	62 人	1.0 倍
特別支援学校	13 人	13 人	1.0 倍
小計	568 人	568 人	1.0 倍
合計	789 人	730 人	1.1 倍

ウ 東京都公立学校教育管理職選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
A選考	96 人	80 人	1.2 倍
小学校	136 人	131 人	1.0 倍
中学校	73 人	71 人	1.0 倍
高等学校	33 人	30 人	1.1 倍
特別支援学校	29 人	10 人	2.9 倍
小計	271 人	242 人	1.1 倍
小学校	11 人	9 人	1.2 倍
中学校	5 人	5 人	1.0 倍
高等学校	0 人	0 人	--- 倍
特別支援学校	0 人	0 人	--- 倍
小計	16 人	14 人	1.1 倍
合計	383 人	336 人	1.1 倍

エ 東京都公立学校校長職候補者選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	603 人	141 人	4.3 倍
中学校	274 人	70 人	3.9 倍
高等学校	120 人	33 人	3.6 倍
特別支援学校	55 人	10 人	5.5 倍
合計	1,052 人	254 人	4.1 倍

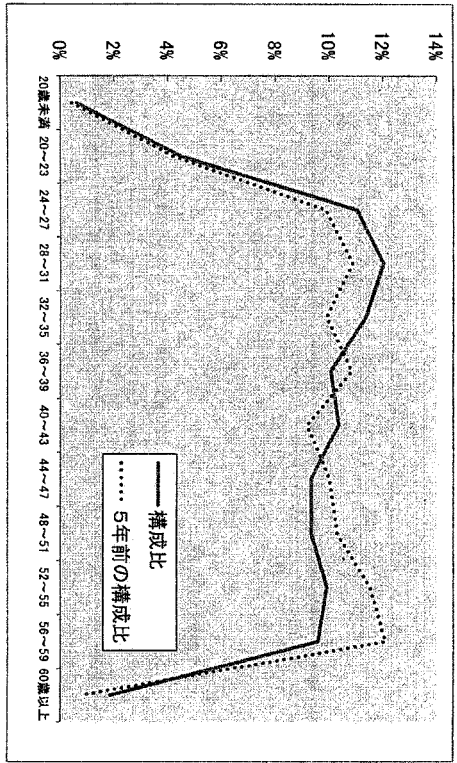
3 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数		対前年増減	主な増減理由		
	平成28年	平成27年				
普通会計部門	総務	149 人	152 人	△3 人	増加理由：2020年オリンピック・パラリンピック大会の開催準備、児童相談所の体制強化、木密地域不燃化10年プロジェクトの推進 減少理由：国勢調査の終了、東村山老人ホームの廃止等	
	農林水産	615 人	601 人	14 人		
	商工	491 人	483 人	8 人		
	土木衛生	4,811 人	4,714 人	97 人		
	民生衛生	2,828 人	2,816 人	12 人		
	計	2,869 人	2,964 人	△95 人		
	教育部門	64,630 人	64,123 人	507 人		（参考：人口10万人当たり職員数157.85人） 学級数及び児童・生徒数の増等
	警察部門	46,865 人	46,614 人	251 人		
	消防部門	18,840 人	18,735 人	105 人		
	小計	148,888 人	147,776 人	1,112 人		（参考：人口10万人当たり職員数1106.25人）
公営企業会計部門	病院	7,187 人	7,090 人	97 人	増加理由：救命救急体制の強化等 減少理由：執行体制の見直し等	
	交通	6,352 人	6,258 人	94 人		
	水道	3,563 人	3,561 人	2 人		
	下水道	2,360 人	2,330 人	30 人		
	その他	909 人	899 人	10 人		
小計	20,371 人	20,138 人	233 人			
合計	169,259 人	167,914 人	1,345 人	（参考：人口10万人当たり職員数1257.60人）		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、再任用短時間勤務職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。
 2 []内は、条例定数の合計であり、再任用短時間勤務職員を含み、休職者、派遣職員、臨時職員、非常勤職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区分	職員数 (人)
20歳未満	1,085
20歳～23歳	7,658
24歳～27歳	18,679
28歳～31歳	20,350
32歳～35歳	19,244
36歳～39歳	17,035
40歳～43歳	15,759
44歳～47歳	15,816
48歳～51歳	16,783
52歳～55歳	16,212
56歳～59歳	3,149
60歳以上	169,259
計	

第2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2第1項で「職員の職務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」と規定している。東京都では、東京都職員の人事評価に関する規程等に基づき、任命権者ごとに人事評価を実施しています。評価結果等は、各種昇任選考や昇給、勤働手当、人材育成、配置管理等に幅広く活用しており、制度の見直しも適宜行っています。

知事部局における人事評価制度の概要は、次のとおりです。

対象職員	制度の概要																						
一般職員	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己申告制度、業績評価制度、人材情報により構成 ○ 課長が絶対評価を実施、部長は調整者として位置付け ○ 業績とプロセスによる評価 ○ 全職員に求められる能力・姿勢をプロセス評価の所要素として設定 ○ 希望者全員へ第一次評価結果を開示、評価結果に係る定例相談制度を整備 <p>《評価方法及び評価方法》</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評価</td> <td>調整者</td> <td>最終評価</td> </tr> <tr> <td>評価者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>人事主管部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価方法</td> <td>4段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>《所要素》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>プロセス評価</td> </tr> <tr> <td>○ 仕事の成果</td> <td>○ 職務遂行力 ○ 組織運営力 (監督職)</td> </tr> <tr> <td>○ 組織支援力 (一般職)</td> <td>○ 取組姿勢</td> </tr> </table> <p>(注) 1 監督職とは、課長代理、新括技能長及び技能長をいう。 2 一般職とは、主任、主事、技能主任及び技能主事をいう。</p>	第一次評価	調整者	最終評価	評価者及び調整者	課長	部長	人事主管部長			評価方法	4段階絶対評価	5段階相対評価	業績評価	プロセス評価	○ 仕事の成果	○ 職務遂行力 ○ 組織運営力 (監督職)	○ 組織支援力 (一般職)	○ 取組姿勢				
第一次評価	調整者	最終評価																					
評価者及び調整者	課長	部長																					
人事主管部長																							
評価方法	4段階絶対評価	5段階相対評価																					
業績評価	プロセス評価																						
○ 仕事の成果	○ 職務遂行力 ○ 組織運営力 (監督職)																						
○ 組織支援力 (一般職)	○ 取組姿勢																						
管理職及び管理職候補者	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己申告制度、職務記録制度、人材情報により構成 ○ 業績と能力の両要素を考慮した総合評価の実施 ○ 選考種別等に応じた能力評価項目の設定 ○ 育成すべき能力を明確化し、人材育成に活用 ○ 評価結果の本人開示の実施 <p>《評価方法及び評価方法》</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評価</td> <td>最終評価</td> </tr> <tr> <td>評価者</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>評価方法</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>● 管理職候補者</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評価</td> <td>調整者</td> <td>最終評価</td> </tr> <tr> <td>評価者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>(注) 被評価者が部長級の場合は、第一次評価についても局長が評価</p> <p>《所要素 (一般行政系の例)》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>能力評価</td> </tr> <tr> <td>職務の実績</td> <td>職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)</td> </tr> </table>	第一次評価	最終評価	評価者	部長	評価方法	5段階相対評価	第一次評価	調整者	最終評価	評価者及び調整者	課長	部長	局長			評価方法	5段階絶対評価	5段階相対評価	業績評価	能力評価	職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)
第一次評価	最終評価																						
評価者	部長																						
評価方法	5段階相対評価																						
第一次評価	調整者	最終評価																					
評価者及び調整者	課長	部長																					
局長																							
評価方法	5段階絶対評価	5段階相対評価																					
業績評価	能力評価																						
職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)																						

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日現在)	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 28年度の 人件費率 %
27年度	人	6,934,746,228	114,056,799	1,504,168,895	21.7	22.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

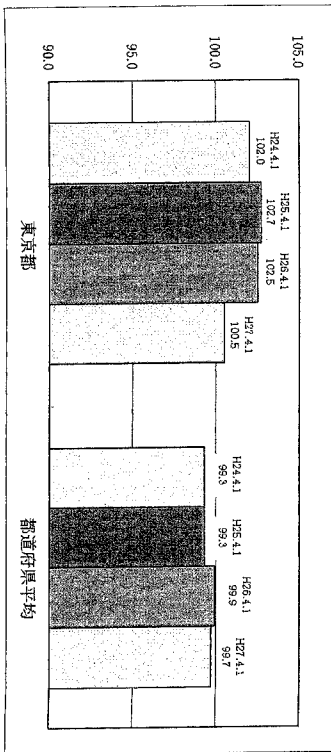
区分	職員数 A 人	給与			一人当た り給与 B/A 千円	(参考) 都道府県平 均一人当た り給与 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円		
27年度	147,776	583,895,756	263,520,963	262,434,805	1,109,851,524	7,510
						7,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

3 都道府県平均は、平成26年度地方財政状況調査によるものである。

(3) ラスバイレス指数の状況(平成27年4月1日現在)



(注) 1 ラスバイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

【参考】

都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う報告に基づき、都議会の審議を経て条例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する仕組みとなっている。
平成27年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、全国を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準は125.8となり都道府県で最も高い水準にある。
都においては、今後とも引き続き、人事委員会勧告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の報告			報告 (改定率) %
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	
28年度	403,649	403,568	81(0.02%)	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給

区分	人事委員会の報告			
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月額 B 月	較差 A-B 月	報告 (改定月数) 月
28年度	4.41	4.30	0.11	0.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた給与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について(平成27年4月実施)

ア 給料表の見直し

地域手当を20%に引き上げること踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給料月額を平均1.7%引下げ

イ 地域手当の見直し

区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、18%から20%への引上げを実施

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額状況 (平成28年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	41.6歳	316,682円	452,041円	398,107円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
都道府県平均	43.3歳	333,258円	419,584円	374,044円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	公務員	
				平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
東京都	48.8歳	1,510人	292,729円	395,396円	364,033円
うち清掃職員	50.6歳	23人	347,139円	498,804円	434,409円
うち用務員	51.1歳	558人	274,391円	356,545円	338,402円
うち自動車運転手	51.0歳	45人	314,504円	503,880円	394,191円
うち守衛	50.7歳	38人	313,461円	454,689円	390,395円
うち電話交換手	41.3歳	50人	253,520円	328,042円	305,568円
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円
都道府県平均	51.6歳	260人	330,741円	386,250円	363,809円

区分	対応する民間の類似職種	民間		参考 A/B
		平均年齢	平均給与月額 (B)	
東京都	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従業員	44.9歳	289,500円	1.72
うち用務員	用務員	54.6歳	200,300円	1.78
うち自動車運転手	家用自動車運転者	54.5歳	306,100円	1.65
うち守衛	守衛	59.0歳	270,400円	1.68
うち電話交換手	—	—	—	—

参考

区分	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東京都	—	—	—
うち清掃職員	7,924,865円	3,952,300円	2.01
うち用務員	5,690,477円	2,774,400円	2.05
うち自動車運転手	7,700,078円	4,021,400円	1.91
うち守衛	7,236,605円	3,707,700円	1.85
うち電話交換手	5,164,666円	—	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3か年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等 (特殊・専修・各種) 学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	43.8歳	360,664円	466,693円
都道府県平均	44.3歳	381,390円	443,257円

エ 小・中学校 (幼稚園) 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	40.8歳	341,433円	441,721円
都道府県平均	43.3歳	366,907円	422,193円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	39.0歳	318,752円	498,056円
国	41.2歳	317,165円	—
都道府県平均	38.6歳	321,121円	458,794円
			366,870円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数第1位までを求めている。
2 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給与の平均である。
3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当 (時間外勤務手当) などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外

勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

4 国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、平成27年国家公務員給与等実態調査及び平成27年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分	東京都		国	
	大学卒	181,200円	総合職 181,200円 一般職 176,700円	大学卒
一般行政職	高校卒	144,600円	高校卒	205,200円
技能労務職	高校卒	142,000円	高校卒	166,700円
教育職	中学卒	—	中学卒	—
警察職	大学卒	196,300円	短大卒	—
	短大卒	179,400円	大学卒	210,100円
	高校卒	—	高校卒	—

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況(平成28年4月1日現在)

区	分	経験年数			
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	281,995円	368,883円	398,088円	425,758円
	高校卒	238,689円	313,036円	342,774円	365,333円
	高校卒	225,025円	280,935円	306,783円	324,406円
技能労務職	中学卒	—	—	317,650円	363,500円
	大学卒	301,358円	396,381円	422,066円	432,149円
高等学校教育職	短大卒	278,533円	345,860円	377,700円	380,889円
	大学卒	302,173円	399,682円	424,824円	436,458円
小・中学校教育職	短大卒	282,293円	379,383円	409,315円	421,388円
	大学卒	282,346円	376,106円	389,131円	407,967円
警察職	大学卒	251,878円	339,192円	372,102円	393,334円
	高校卒	—	—	—	—

(注) 諸手当は含まれていない。

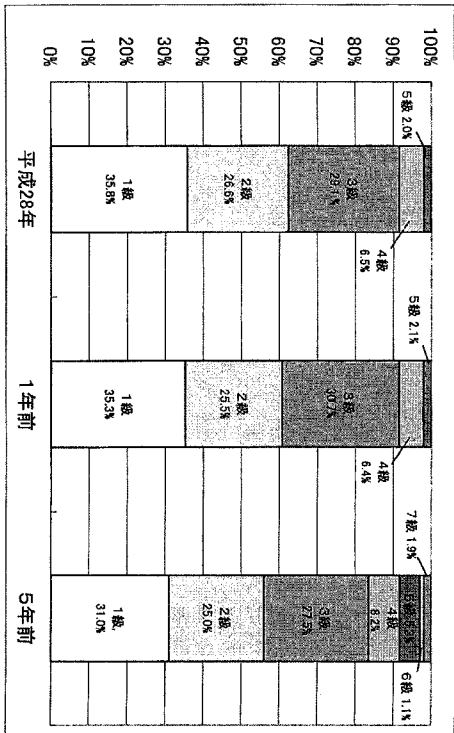
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数等の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	407人	2.0%	494,000円	526,700円
4級	課長	1,304人	6.5%	284,000円	455,000円
3級	課長代理	5,858人	29.1%	224,800円	415,100円
2級	主任	5,355人	26.6%	198,500円	362,500円
1級	主事	7,222人	35.8%	140,300円	325,500円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1 平成25年4月1日に7級制から6級制に変更(旧給料表の5級及び6級を廃止し、新たな5級を設置)している。

2 平成27年4月1日に6級制から5級制に変更(旧給料表の3級及び4級を廃止し、新たな3級を設置)している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照）。なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況
 管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分（昇給なし～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給））を決定した。一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分（昇給なし～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給））を決定した。
 平成28年4月1日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員数11,717名中、上位区分（5号昇給～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給））に決定された職員は3,270名（27.9%）であった。
 ※ 行政職給料表（一）5級については、平成25年4月1日より、給料月額の変動に伴い昇給制度を廃止している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤続手当

東京都		国	
1人当たり平均支給額（27年度）	1,776 千円	-	-
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤続手当	期末手当	勤続手当
2.60 月分 (1.45) 月分	1.70 月分 (0.80) 月分	2.60 月分 (1.45) 月分	1.60 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤続手当への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照）。なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。
- 2 勤続手当への勤務成績の反映状況
 都では、能力・業績主義の徹底を図る観点から、若手職員、教員及び現業系職員も含む全ての職員に成績率を適用している。
 管理職（再任用職員を除く。）については、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階（部長級は5段階、課長級は6段階）を決定している。一般職員については、業績評価の結果に基づき、成績率の段階（課長代理級は4段階、それ以外の一般職員については3段階）を決定している。
 平成27年12月の成績率は、部長級は10000分の17000から10000分の0の範囲内、課長級は10000分の16800から10000分の0の範囲内、課長代理級は10000分の13850から10000分の8131の範囲内、課長代理級以外の一般職員は10000分の12000から10000分の8319の範囲内で決定している。

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

	東京都		国	
	(支給率)	自己都合 勤奨・定年	(支給率)	自己都合 勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	23.50月分	勤続20年	20.445月分 25.5625月分
勤続25年	31.50月分	31.50月分	勤続25年	29.145月分 34.5825月分
勤続35年	45.00月分	45.00月分	勤続35年	41.325月分 49.59月分
最高限度額	45.00月分	45.00月分	最高限度額	49.59月分 49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,101千円 22,771千円		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		

(注) 1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度普通会計決算)		120,602,448 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度普通会計決算)		813,982 円	
支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
特別区、医師、歯科医師	103,811 人		20 %
武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	12,421 人		16 %
八王子市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、栗村山手、国立市、福生市、稲城市、西東京市	19,104 人	20 %	15 %
立川市、東大和市	3,392 人		12 %
三鷹市、あきる野市	2,272 人		10 %
夏久留米市、羽村市	1,310 人		6 %
武蔵村山市	576 人		3 %
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	538 人		0 %
袖ヶ浦市	103 人		16 %
藤沢市	5 人		12 %
市原市	37 人	12 %	10 %
八街市	4 人		3 %
鶴川市、鶴山市、鋸南町	77 人		0 %
島上地域	1,304 人	0 %	0 %
平均支給率		19.8 %	18.2 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度普通会計決算)		8,801,045 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度普通会計決算)		149,106 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		39.6 %		
手当の種類(手当数)		37 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 27年度決算	左記職員に対する 支給単価
死体取扱・解剖等業務手当、死体処理手当	知事部局職員、警指庁職員	死体解剖等の業務	248,589 千円	日額 200~610 円、1 体 190~3,200 円
危険現場等作業手当、高所危険手当、高所手	知事部局職員、人事委員、高所危険手当、教育庁職員、警指庁職員	潜水作業、高所作業等	2,316 千円	日額 100~940 円、1 台 150~300 円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治療・看護等の業務	1,600 千円	日額・1 勤務 210~720 円
精神神経疾患診療等業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置入院に関する業務等	2,544 千円	日額 170~500 円、1 回 720~1,420 円
と畜解体作業等業務手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業務等	22,975 千円	日額 550~2,720 円
放射線・有害物等取扱業務手当、放射線業務従事手当、放射線取扱手当、有害薬品取扱手当	知事部局職員、学校職	放射線の操作業務等	7,396 千円	日額・1 勤務 180~390 円
船員勤務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員	船員法の適用を受ける船員の乗船勤務	17,206 千円	日額 1,740~2,880 円
取締・折衝等業務手当	知事部局職員	取締業務、折衝業務等	6,182 千円	日額 190~270 円
税務事務特別手当	知事部局職員	都税の賦課徴収の事務	310,804 千円	日額 360~640 円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	25,537 千円	日額 660 円
交番制勤務等業務手当、深夜特殊業務手当、夜間緊急招集手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警指庁職員、東京消防庁職員	深夜交番制勤務等の変則勤務	2,289,592 千円	日額・1 勤務 410~3,900 円、1 回 650~10,000 円
福祉等業務手当	知事部局職員	入所者の療育・介護等の業務	4,267 千円	日額・1 勤務 500~1,090 円
小笠原業務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警指庁職員	小笠原に所在する都の機関の業務	13,752 千円	日額 300~700 円

指導医業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研修計画に基づき指導業務	5千円	日額4,500円
産科医業務手当	知事部局職員	分へのに係る業務等	—	1回10,000~20,000円
救急医療業務手当	知事部局職員	救命医療に係る業務	—	1勤務20,000円
特定看護分野従事手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野に係る業務	1,065千円	日額750~2,700円
分への介助業務手当	知事部局職員	分への介助業務	—	1回3,000円
新生児担当医業務手当	知事部局職員	新生児特定集中治療室(NICU)に入院する新生児に対する診療業務	—	新生児1人10,000円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等学校における夜間の勤務	2,474千円	日額300円
夜間学級通信教育勤務手当	学校職員	中学校における夜間学級、通信教育の業務	20,344千円	日額710~980円
特別支援学校看護業務手当	学校職員	特別支援学校における看護業務等	1,493千円	日額200円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務等	1,919,263千円	日額1,700~6,400円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴行団、国際犯罪組織等の捜査、取締り等	1,149,758千円	日額200~3,000円、1件310~410円
交通整理取締り手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	99,915千円	日額300~510円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び被留置者の管理等	130,949千円	日額370円
警ら手当	警視庁職員	交番その他の派出所における業務等	1,007,764千円	日額300~500円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	24,384千円	1件5,400円、日額280~5,500円
特別救助手当、救出救助手当	警視庁職員、東京消防庁職員	自然災害等における救助、救助、国際緊急援助活動等	46,611千円	1回460~840円、日額260~8,000円

警制手当	東京消防庁職員	消防部隊の運用等の指令制御業務	10,279千円	日額200円
航空作業手当、ヘリコプター従事手当	警視庁職員、東京消防庁職員	航空機への搭乗、整備等の業務	101,121千円	日額640~1,240円、1時間400~8,120円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による検査又は鑑定業務	5,727千円	日額350円
出勤手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	418,581千円	1回220~900円、日額2,600~5,500円
救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処置等の業務	837,055千円	1回200~500円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び爆発の原因等の調査	8,253千円	日額350円
査察業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高度の検査等の業務	43,052千円	日額300円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高所での消防活動等	15,192千円	日額220円

(5) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(27年度普通会計決算)	51,394,307千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度普通会計決算)	345千円
支給実績(26年度普通会計決算)	51,380,958千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度普通会計決算)	346千円

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度普通会計決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 配偶者 13,500円(配偶一子を含む) (2) 扶養親族以外の扶養親族 異なる (配偶者がいない場合の子1人は13,500円、異なる) ※補16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算4,000円	異なる	支給対象者、支給単価 【国】 (1) 配偶者 13,000円 (2) 扶養親族以外の扶養親族 異なる (配偶者がいない場合の子1人は11,000円、異なる) ※補16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算5,000円	14,030,128千円	226,827円

居住手当	【内容】住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を該年度末年齢に支給される員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】15,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分【国】世帯・借間支給限度額27,000円	3,302,984千円	194,763円
初任給 調整手当	【内容】のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常用員とする職員の常用員として支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者(原則として、6ヶ月定期券額(1)月当たり月定額55,000円) (2) 交通機関等利用者(たじだ定額(1)①×6ヶ月) ①一般 6,000~15,000円 ②通勤 4,100~29,700円 ③通勤者 4,100~29,700円 ④交通機関・交通用具利用者(原則として、(1)と(2)の合計額) 1月(1)月当たり月定額55,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分【国】世帯・借間支給限度額27,000円	229,077千円	845,303円
通勤手当	【内容】のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常用員とする職員の常用員として支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者(原則として、6ヶ月定期券額(1)月当たり月定額55,000円) (2) 交通機関等利用者(たじだ定額(1)①×6ヶ月) ①一般 6,000~15,000円 ②通勤 4,100~29,700円 ③通勤者 4,100~29,700円 ④交通機関・交通用具利用者(原則として、(1)と(2)の合計額) 1月(1)月当たり月定額55,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分【国】世帯・借間支給限度額27,000円	20,726,614千円	159,016円
専任赴任 手当	【内容】を異にする異動又は在勤し公務の移動に伴い、転居し、又は別居しない事情により配属(者)を異にする職員に支給 【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000~70,000円(職員・配偶者の住居の距離が100km以上) 住居が異しよ等の場合に加算)	異なる	支給対象者、支給対象区分【国】世帯・借間支給限度額27,000円	227,875千円	588,824円
給付の調整 特別管理 手当	【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】22,600~140,800円	異なる	支給対象者、支給対象区分【国】世帯・借間支給限度額27,000円	8,951,102千円	1,084,719円

特勤勤務 手当等	【内容】その他の生活の著しく不便な所に所在する学校等に勤務する職員に支給 【支給額】 (1) 勤務手当(給料+特勤手当×1/2+手当)×支給割合(15/100)×25/100 (2) 特勤勤務手当(給料+特勤手当)×支給割合(1/100~6/100)	異なる	支給割合【国】特勤勤務手当 4/100~25/100 (2) 特勤勤務手当に準ずる手当 2/100~6/100	597,026千円	955,777円
へき地 手当	【内容】その他の生活の著しく不便な所に所在する学校等に勤務する職員に支給 【支給額】 (1) 地手当(給料+特勤手当)×支給割合(15/100)×25/100 (2) へき地手当(15/100~25/100)×支給割合(1/100~4/100)			636,666千円	964,645円
定時制 通学 手当	【内容】制の課程又は通信制の課程に在籍する学校等に在籍する職員に支給 【支給額】 (1) 定時制通学手当(給料+特勤手当)×支給割合(2/100~8/100)			234,733千円	174,523円
産業 教育 手当	【内容】本産又は工業に関する職課程を履修し、本産又は工業に関する職員等に支給 【支給額】 (1) 産業教育手当(給料+特勤手当)×支給割合(4/100~8/100)			239,302千円	254,848円
差額 別手当	【内容】教育等学校に勤務する職員に支給 【支給額】 (1) 差額別手当(給料+特勤手当)×支給割合(1/100~8/100)			3,669,538千円	61,382円
林業 指導 手当	【内容】等の改良普及事業に従事する普及指導員に支給 【支給額】 (1) 林業指導手当(給料+特勤手当)×支給割合(1/100~2/100) (2) 林業指導手当(給料+特勤手当)×支給割合(1/100~2/100) (3) 林業指導手当(給料+特勤手当)×支給割合(1/100~2/100)			10,310千円	251,463円
宿日直 手当	【内容】宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給額】 (1) 宿日直手当(給料+特勤手当)×支給割合(1/100~2/100) (2) 宿日直手当(給料+特勤手当)×支給割合(1/100~2/100) (3) 宿日直手当(給料+特勤手当)×支給割合(1/100~2/100) (4) 宿日直手当(給料+特勤手当)×支給割合(1/100~2/100) (5) 宿日直手当(給料+特勤手当)×支給割合(1/100~2/100) ※5時間未満は1/2の額	異なる	支給割合【国】宿日直 4/200 (1) 宿日直 4/200 (2) 特別の宿日直 5/100~7/200 (3) 宿日直 21,000円 (4) 宿日直 21,000円 (5) 宿日直 21,000円 ※5時間未満は1/2の額	1,054,321千円	179,459円